

開発事業等緑化負担税導入にかかる検討結果報告

令和8年2月

箕面市

(白紙)

はじめに

法定外目的税である箕面市開発事業等緑化負担税（以下「緑化負担税」という。）の使途については、箕面市開発事業等緑化負担税条例（平成 26 年条例第 54 号。以下「本条例」という。）において、「本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させるための施策に要する費用に充てる」旨規定されており、本市では、平成 28 年度以降、約 6.2 億円の緑化負担税収入のうち、約 5.7 億円を活用して森林整備、市街地緑化、農地保全に関する各種施策を展開してきた。

本報告は、令和 8 年 7 月に、本条例の施行から 10 年を迎えることから、本条例附則第 4 項の規定に基づき、これまでの施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案し、本条例の廃止その他所要の措置を講じる必要があるかについて検討した結果を報告するものである。

令和 8 年 2 月
箕面市

(白紙)

目 次

1 施行内容

1.1 緑化負担税の概要 1
1.2 みどり推進基金 2
1.3 導入 5 年目の検証 3

2 施行状況

2.1 緑化負担税収入の推移 4
2.2 賦課・徴収の状況 4
2.3 基金の状況 5
2.4 使途について 5
2.5 緑化負担税導入による効果 11

3 緑化負担税の今後 10 年間のありかた

3.1 緑化負担税収入の見込み 16
3.2 各種施策の需要見込み 16
3.3 基金の充当 19
3.4 緑化負担税継続の必要性 20

4 検討結果

..... 21

1 施行内容

1.1 緑化負担税の概要

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）では、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を創設し、課税することができる旨が定められており、これに基づき、本市では、本条例及び同条例施行規則において、緑化負担税の賦課徴収について定めている。

緑化負担税は、平成 19 年に、良好な自然環境や住環境を維持するために活用してきた開発事業者からの公共施設等整備寄附金が廃止されたことに伴い、導入の検討に着手した。その後、学識経験者等により構成された「開発事業等緑化負担税導入検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、慎重な検討が重ねられ、平成 27 年 11 月に総務省の同意を得られたことから、本条例を制定し、半年の周知期間を経て、平成 28 年 7 月 1 日から課税を開始したものであり、年間約 3 千万円の税収を見込んでいた。

その概要は、本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させるための施策に要する費用に充てることを目的として、本市全域で課す市税であり、納税義務者は、本市の区域内において、事業として開発行為等（自己居住用の住宅以外の建築物の建築又は建築物の建築を目的とする宅地造成をいう。）を行う事業者である。

税率は、開発行為等の行われる土地の面積に 0.9 を乗じて得た値に、建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積（課税標準）1 m²につき 250 円とし、市は開発行為等にかかる処分等の日から 2 月を経過する日までに、納税義務者からの申告納付により徴収する。なお、同一事業者が同一敷地内で同一事業を継続するために行う開発行為等に対しては、課税免除の特例を設けている。

また、緑化負担税の賦課徴収については、本条例において、施行後 10 年ごとに施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の廃止その他所要の措置を講ずるものとなっている。

【表1 緑化負担税の概要】

目的	本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させるための施策に要する費用に充てる
納税義務者	事業として、開発行為等（自己居住用の住宅以外の建築物の建築又は建築物の建築を目的とする宅地造成）を行う事業者
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 同一事業者が同一敷地内で同一事業を継続するために行う開発行為等 農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の設置 国又は地方公共団体が行う開発行為等
課税標準	開発行為等が行われる土地の面積（m ² ）×0.9×建築物の容積率の最高限度の数値
税率	課税標準×250 円
納付方法	開発行為等にかかる処分等の日から2月を経過する日までに課税標準、税額等を申告し、納付
施行日	平成28年7月1日

1.2 みどり推進基金

本市では、緑化負担税の導入に伴い、その受け皿として「みどり推進基金」（以下「基金」という。）を設置しており、毎年度、市に納付された緑化負担税収入のうち、税の賦課徴収に要する費用を控除した全額を積み立てるとともに、運用益金についても積み立てている。

また、基金設置の目的も、緑化負担税を課す目的と同様に、本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、

保全し、及び向上させるための施策に要する費用に充てることとされており、その目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

すなわち、この基金は、緑化負担税収入の使途の透明性を確保するとともに、将来の人口減少などによる減収を予想して、本市の良好な自然環境及び住環境を将来にわたって維持し、保全していくための財源を平準化する側面も併せ持つものである。

1.3 導入5年目の検証

緑化負担税の導入にあたり、平成26年11月7日付けて、検討委員会から出された答申において、導入から5年目に検証会議を開催し、税収を活用した事業について、市民などが納得できるものとなっているかを検証するよう意見が付されていたことから、本市では、令和3年7月に、税導入の効果について検証を行っている。

検証では、その時点における税収入の状況と各種施策への活用状況を踏まえ、事業実施の効果として、自然緑地の増加や市民満足度の向上などが見られたことから、緑化負担税の導入は、市民や納税者が納得できるものになっているとの結論に至り、その結果を受け、本市では、引き続き、市の魅力を高め、みどりあふれる住みやすいまちとなるよう、運用に努めていくこととしていた。

2 施行状況

2.1 緑化負担税収入の推移

緑化負担税導入後、その税収を決算額でみると、彩都や箕面森町といった地域における開発行為等の増加を理由に、平成 29 年度以降、当初の見込みを大幅に上回り、平成 30 年度には想定の 3 倍を上回る 1 億 7 百万円となっている。

【表 2 緑化負担税の推移】



その後、一旦落ち着きを見せたものの、近年では、新駅の開業に伴う新たなまちづくりが進められるなど、開発行為等が再び増加に転じており、緑化負担税の導入以降、約 6.2 億円の収入があった。

2.2 賦課・徴収の状況

緑化負担税の徴収や管理に要する費用は、1 年あたり 3 万 5 千円（当初予算）であり、実質的な財政効果は非常に高いと言える。

また、緑化負担税の導入以降、納税事業者総数見込は 1 千事業者を超えるが、納税率 100% であり、これまでのところ、適切に申告納付が行われている。

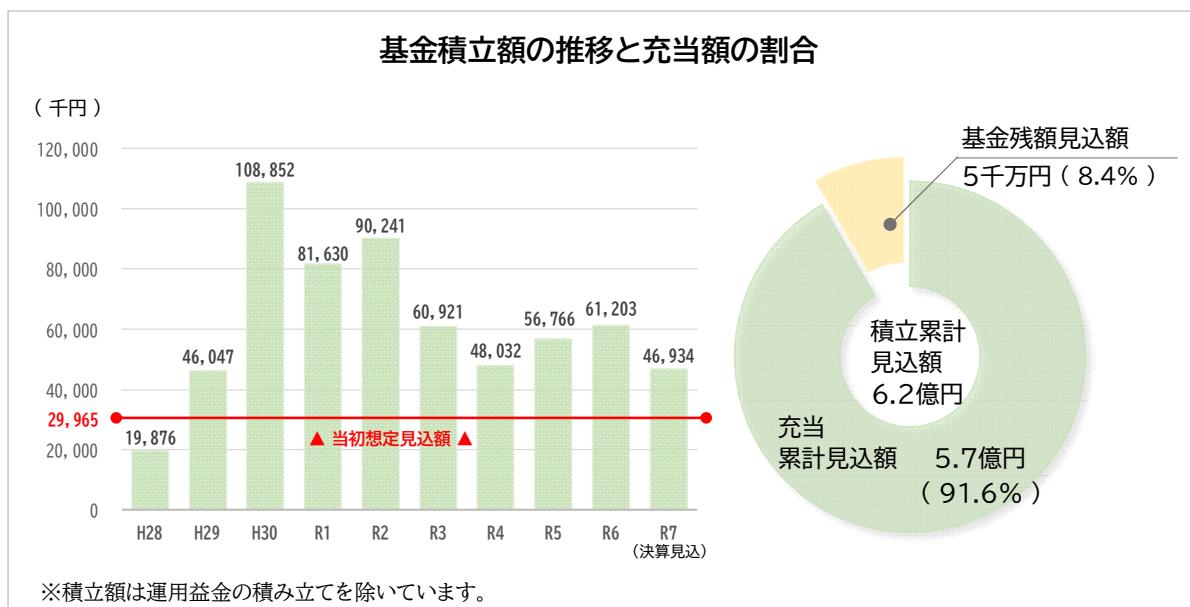


2.3 基金の状況

令和7年度末時点の緑化負担税収入の基金への積立累計見込額は、約6.2億円で、緑化負担税の導入以降、市は税収の変動や将来的な見通しを見極めながら、各事業の財源として基金の処分（以下「充当」という。）を慎重に行ってきました。

令和7年度末時点の充当累計見込額は、積立累計見込額の90%を超える約5.7億円、基金残高見込額は約5千万円となっていることから、緑化負担税は、法定外目的税の趣旨に基づき、本市の良好な自然環境及び住環境を将来にわたって維持し、保全していくために要する費用を賄うのに過剰ではない、妥当な範囲内の課税がなされ、適切な運用がされていると言える。

【表3 基金の状況】



2.4 使途について

本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させるため、基金を充当して実施した「森林整備」「市街地緑化」「農地保全」に関する各種施策は次のとおりである。

2.4.1 森林整備に関する施策

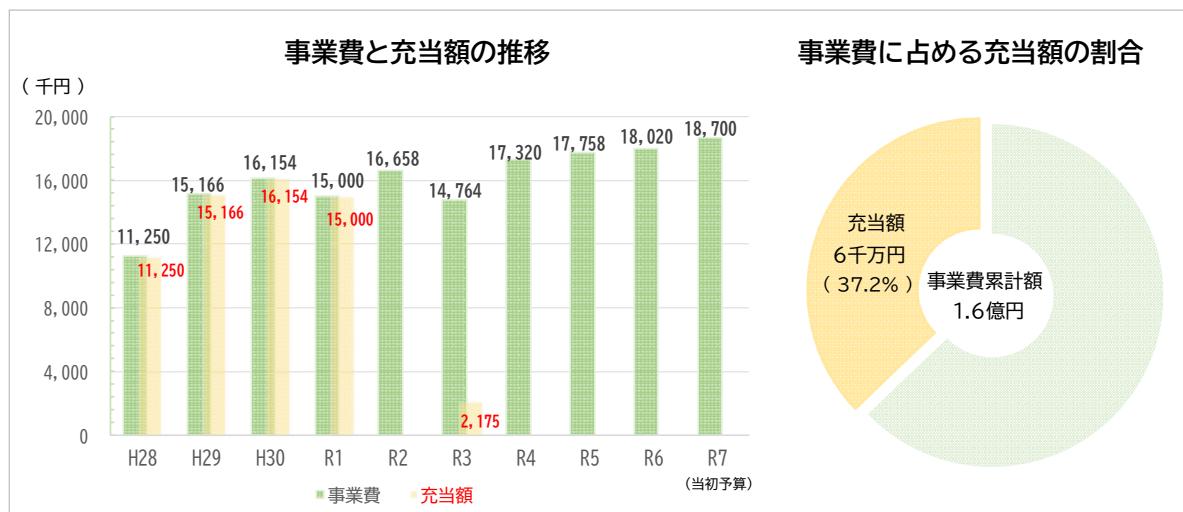
1 山麓保全推進事業

山麓保全推進事業は、本市のみどり豊かな山麓部を守り、育て、活かす活動を促進するため、みのお山麓保全活動補助金を交付し、山林所有者などによる山麓保全活動を支援することを目的としている。

令和7年度末時点における充当累計見込額は約6千万円で、事業費累計見込額の約37.2%を、緑化負担税収入を財源とする基金により貯っている。

なお、令和2年度以降、本事業は、森林整備などに必要な地方財源を確保するため、新たに国で創設された森林環境譲与税を活用して実施していることから、充当額が大幅に減少し、令和4年度以降は皆減している。

【表4 山麓保全推進事業への充当状況】

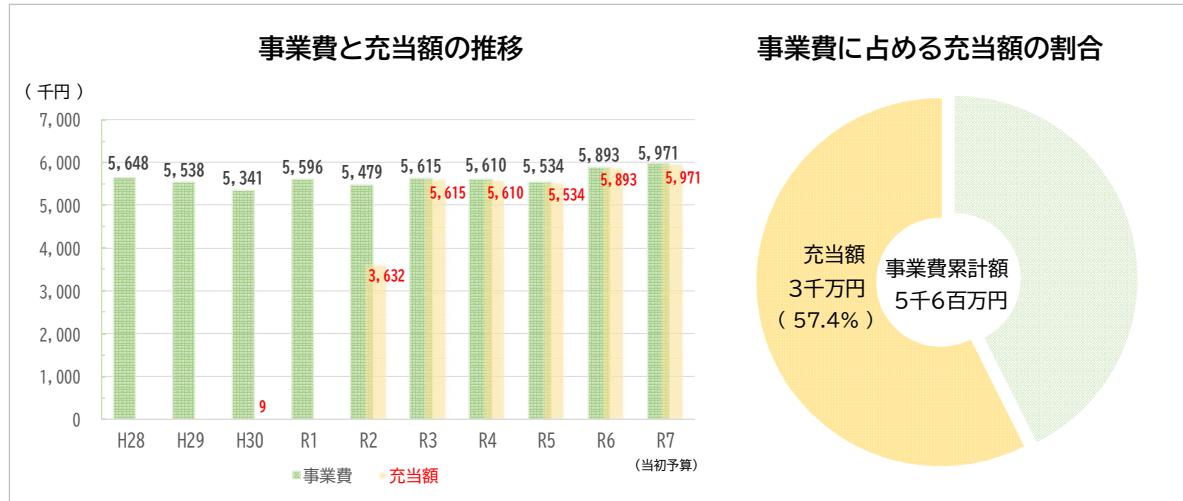


2 緑地維持管理事業

緑地維持管理事業は、北摂山系のみどり豊かな山なみ景観を守るために、教学の森、国際交流の森などの緑地を市が適切に維持管理することを目的とする。

令和7年度末時点における充当累計見込額は約3千万円で、事業費累計見込額の57.4%を、緑化負担税収入を財源とする基金により貯っているが、近年、人件費の高騰などを理由に、事業費は増加傾向にある。

【表5 緑地維持管理事業への充当状況】



3 そのほか

箕面新稻の森の一部について、豊かな山麓部を守りながら市有財産として有効活用を図り、多くの市民に自然を身近で体験することができる場所を提供するため、敷地内道路の整備工事に要する費用を、緑化負担税収入を財源とする基金で賄っており、その充当額は1千万円である。

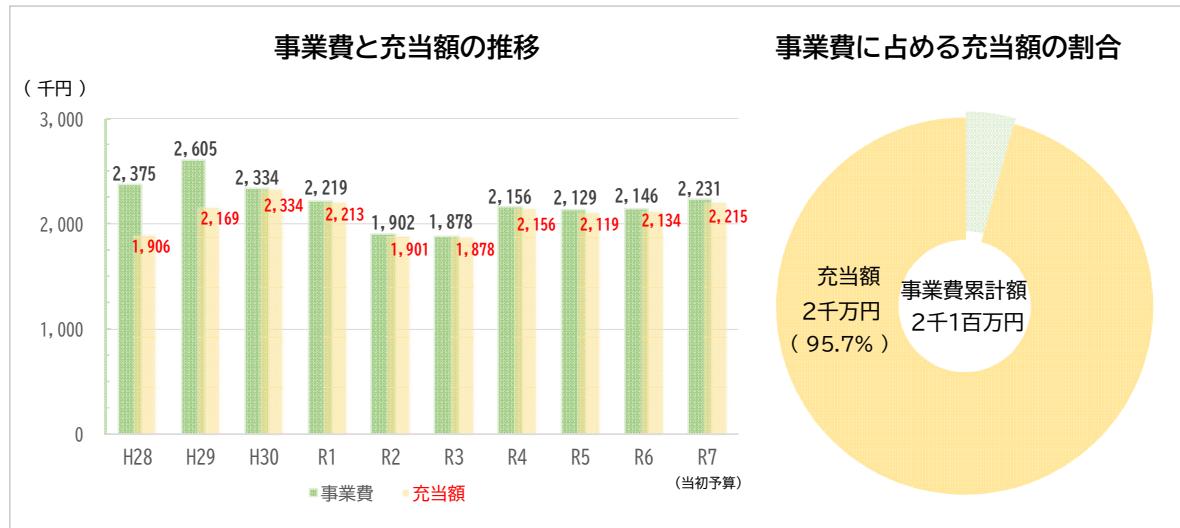
2.4.2 市街地緑化に関する施策

1 市民緑花推進事業

市民緑花推進事業は、良好な住環境を構成するまちなかのみどりを守るため、緑化意識の啓発や市民主体の緑化の取り組みを支援することを目的とする。

令和7年度末時点における充当累計見込額は約2千万円で、事業費累計見込額の95.7%を、緑化負担税収入を財源とする基金により賄っている。なお、本事業は、平成29年度に、まちなかのみどり支援事業のうち、保護樹木等の所有者に対する管理費用の助成に要する費用を統合しているため合算した金額で記載している。

【表6 市民緑花推進事業への充当状況】

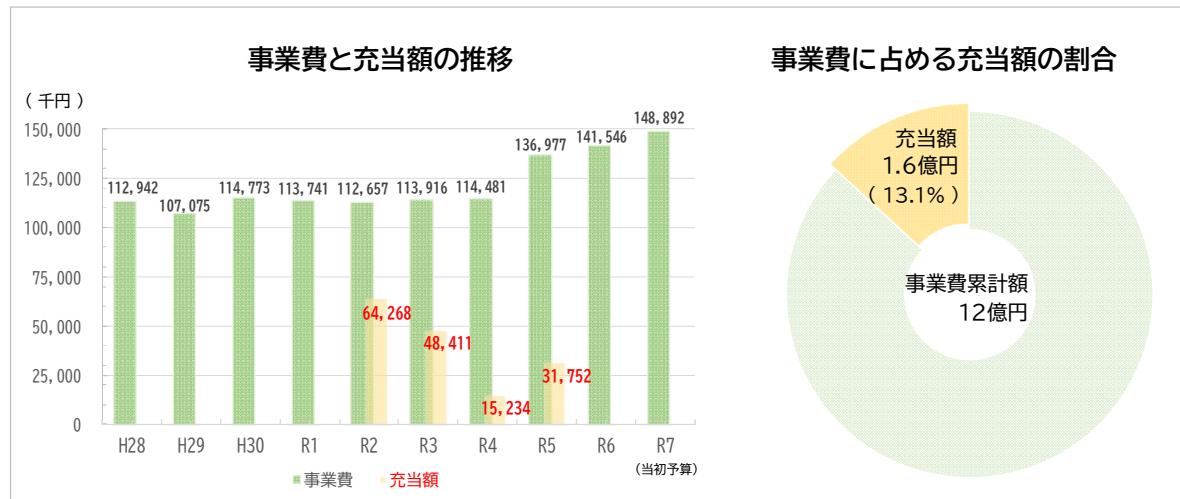


2 公園維持管理事業

公園維持管理事業は、市民に公園を安全、快適にご利用いただくため、市内各公園の清掃及び除草、樹木の剪定、公園遊具施設の点検や修繕など、市が適切に維持管理することを目的とする。

令和7年度末時点における充当累計見込額は約1億6千万円で、事業費累計見込額の13.1%を、緑化負担税収入を財源とする基金により貯っているが、近年、彩都や箕面森町といった地域における開発行為等による公園数の増加や人件費の高騰などを理由に、事業費が大きく増加している。

【表7 公園維持管理事業への充当状況】

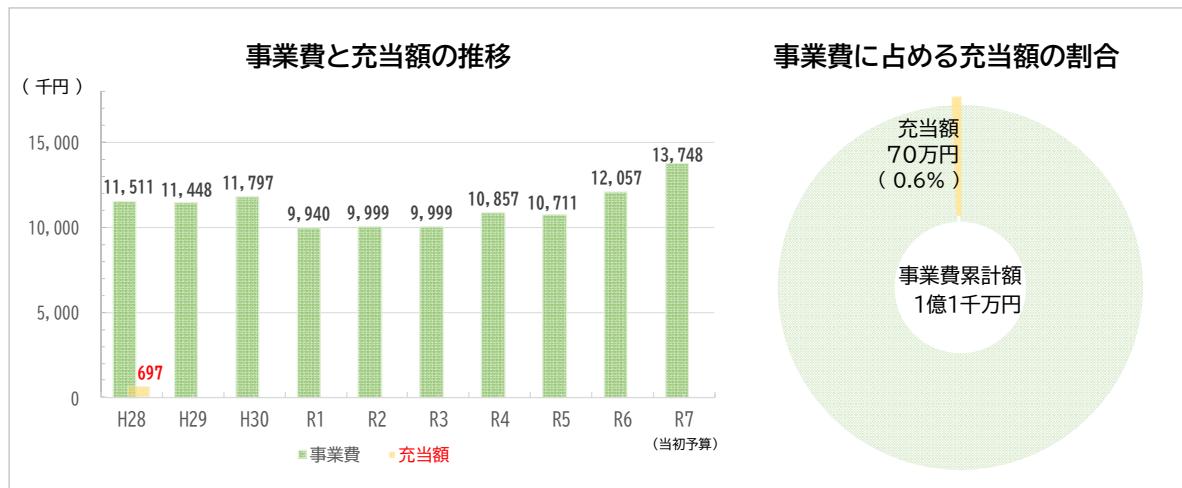


3 公園花壇管理事業

公園花壇管理事業は、障害者の雇用促進を図りながら、潤いと安らぎのある「花とみどりのあふれるまちづくり」を進めるため、市内の公園及び公共施設の花壇等の花を委託により適切に維持管理することを目的とする。

令和7年度末時点における充当累計見込額は約70万円で、事業費累計見込額の0.6%を、緑化負担税収入を財源とする基金により貯っている。なお、本事業は、緑化負担税を課す目的に沿うものと解するが、税収の変動などを考慮した結果、平成29年度以降、基金の充当には至っていない。

【表8 公園花壇管理事業への充当状況】

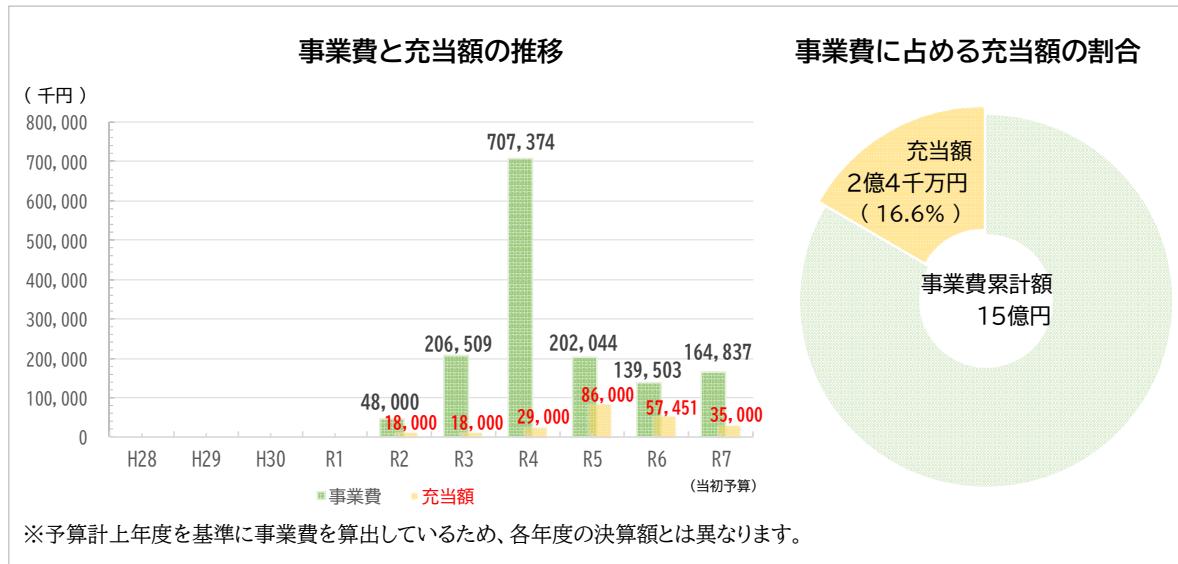


4 公園リニューアル事業

公園リニューアル事業は、幼児から高齢者まで幅広い世代に、公園を楽しみ、快適にご使用いただけるよう、令和3年3月に策定した箕面市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具のリニューアルや園路整備、トイレの洋式化や美化など、公園利用者のニーズに応じた公園整備を行うことを目的とする。

令和7年度末時点における充当累計見込額は約2億4千万円で、事業費累計見込額の16.6%を、緑化負担税収入を財源とする基金により貯っている。

【表9 公園リニューアル事業への充当状況】



5 そのほか

平成28年度に、市街地の緑化を推進するため、地域住民の民有空間のみどりを守り、育て、広げる取り組みに対する経費の一部助成に要する費用を、緑化負担税収入を財源とする基金で賄っており、その充当額は約380万円である。

なお、平成29年度以降、本制度は市民が公園の清掃や花壇の管理を定期的に行う活動を支援する「自主管理交付金制度」へと統合されたため、廃止されている。

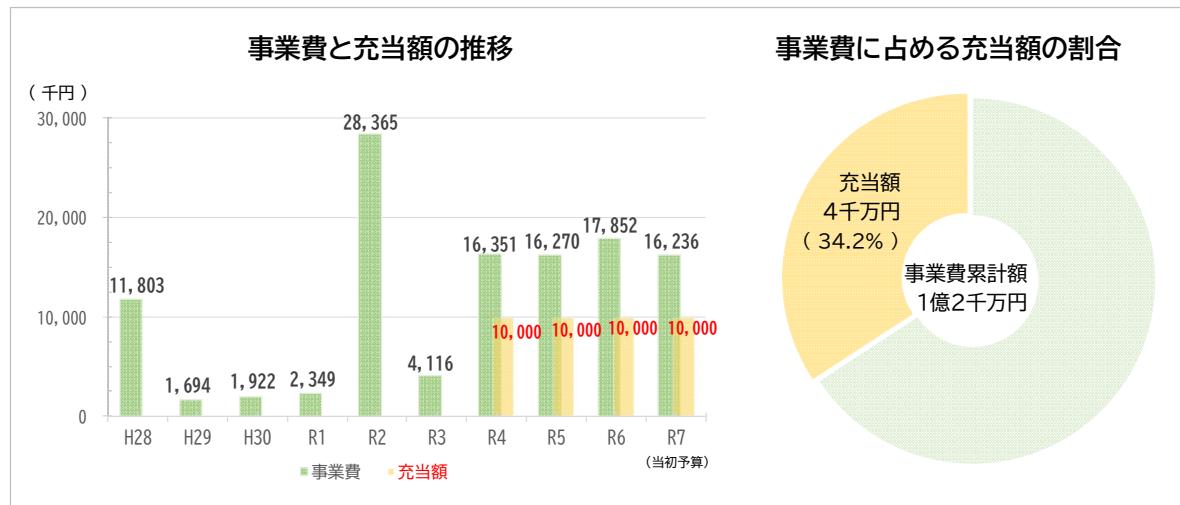
2.4.3 農地保全に関する施策

1 農業公社支援事業

農業公社支援事業は、農地を保全するため、市の政策である遊休農地の解消、農業人材の育成、地産地消の推進をめざし取り組んでいる一般社団法人箕面市農業公社（以下「農業公社」という。）を支援することを目的とする。

令和7年度末時点における充当累計見込額は4千万円で、事業費累計見込額の34.2%を、緑化負担税収入を財源とする基金により賄っている。

【表10 農業公社支援事業への充当状況】



2.5 緑化負担税導入による効果

緑化負担税収入を財源とした基金を充当して実施した各種施策の効果は、次のとおりであり、これら施策の実施は、良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境の向上などに資するものであったと言える。

2.5.1 自然緑地面積の推移

自然緑地とは、山麓部の良好な自然環境の保全及び育成のため、保全を図る必要があると認められる一定規模以上の緑地を、所有者の同意を得て指定するもので、その保護に要する費用について、市は助成を行っている。

【表11 自然緑地面積の推移】

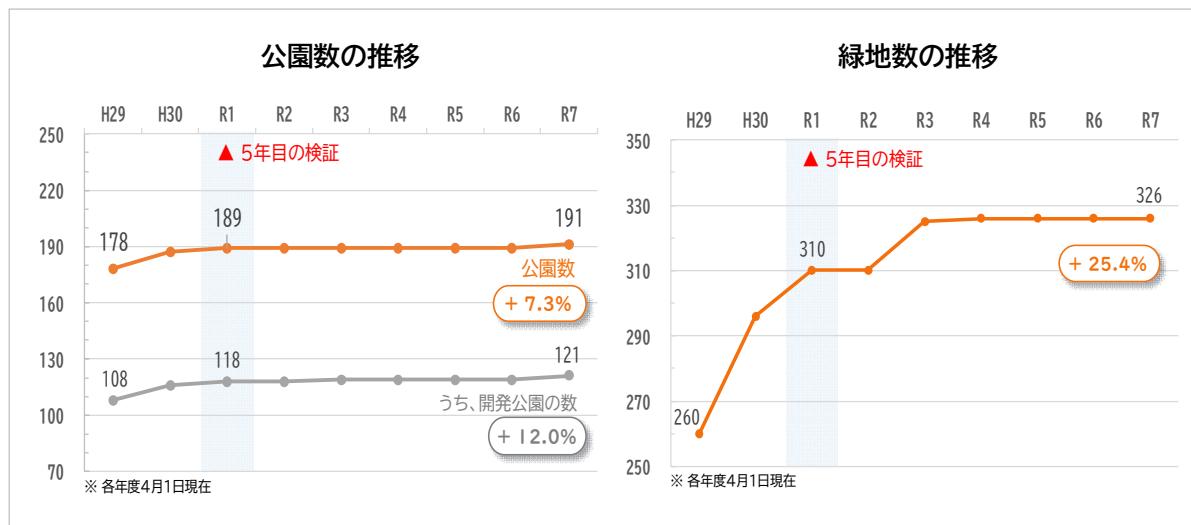


その自然緑地面積は、緑化負担税導入前の平成27年度に比べて34.7%増加しており、市民それぞれの理解と協力のもと、良好な環境の確保が実現できている。

2.5.2 公園及び緑地数の推移

本市において都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づき設置する都市公園等の数は、平成 29 年 4 月 1 日時点と比べ、公園数では 7.3%、緑地数では 25.4% 増加している。また、開発行為等により設置された開発公園は、12.0% の増加となつており、まちの発展と本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境の両方を確保できている。

【表 12 公園及び緑地数の推移】

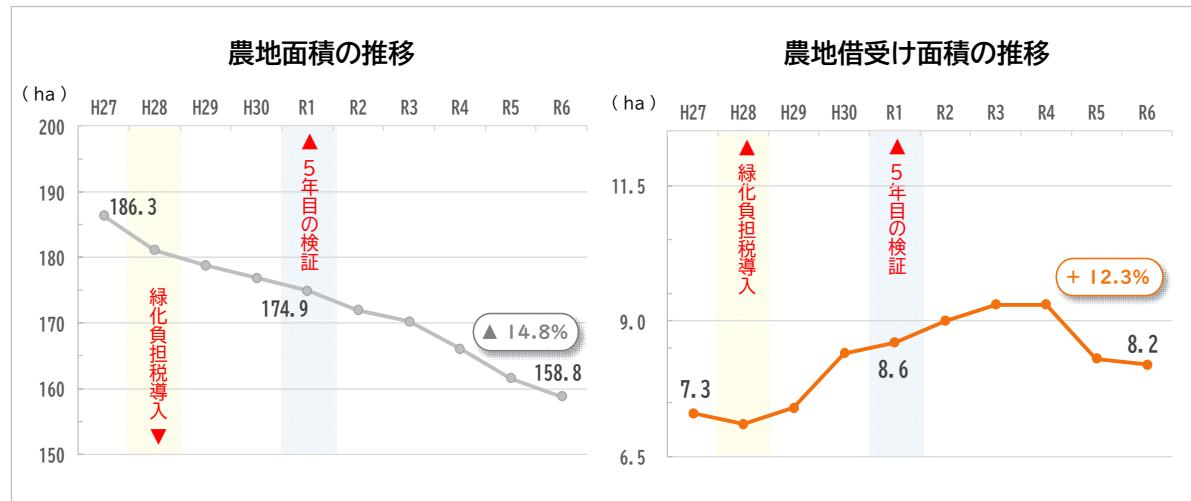


2.5.3 農地面積の推移

市全域における農地面積は、川合・山之口地区において土地区画整理によるまちづくりが進んでいることを理由として、平成 28 年度に比べ 14.8% 減少している。一方で、遊休農地の解消・農業人材の育成などをめざし、農業公社などが借受けて耕作して保全する農地は、平成 27 年度に比べて 12.3% 増加している。

また、農業公社設立前の平成 25 年度に約 1 万 7 千 m² あった遊休農地が、令和 4 年度に全て解消していることからも、農業公社の果たす役割は非常に大きなものとなつており、本市の貴重な財産である良好な自然環境の保全につながっている。

【表13 農地面積の推移】

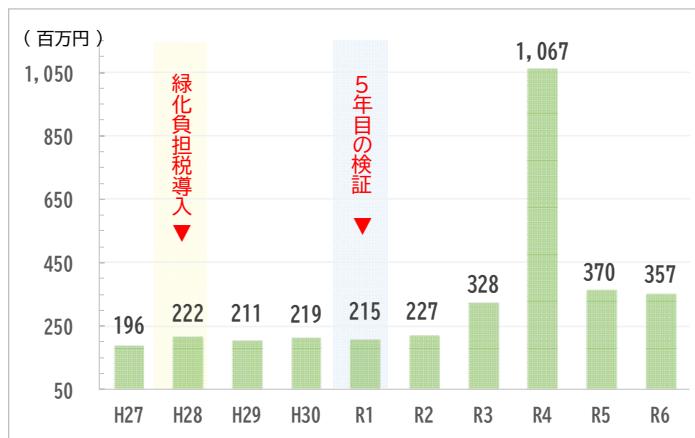


2.5.4 決算額の推移

近年、彩都や箕面森町といった地域における開発行為等による公園数の増加や人件費の高騰などを理由に、本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境の確保のため、公園や緑地の維持、緑化の推進に要した費用は大きく増加しており、その

財源を確保するという目的で、緑化負担税は大きな役割を担っている。

【表14 決算額の推移】



2.5.5 公園リニューアル事業の進捗状況

令和7年度末時点において、目標値の約20%である12公園のリニューアル工事が完了し、目標値の約50%である18公園のトイレのリニューアル工事が完了する見込みである。

公園を市民が利用しやすい親しみのあるスペースとするため、遊具の更新、補修をはじめとする公園のリニューアルだけでなく、日常の適正な維持管理の両立を図ることができるよう、魅力ある公園づくりを進めており、市民の満足度の向上に資するものとなっている。

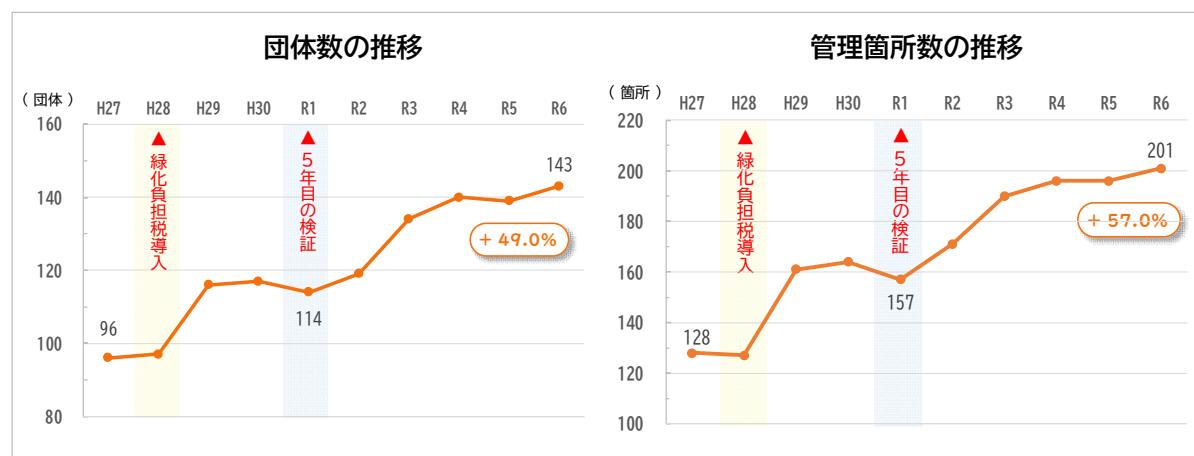
2.5.6 自主管理団体数の推移

公園などで定期的に清掃や除草、花壇管理を行う団体（以下「自主管理団体」という。）を支援する「市民自主管理活動支援制度」は、平成22年度以降、使い勝手の良い制度への変更を加えながら、単なる維持管理の制度としてのみならず、市民参加のまちづくりの取り組みとして構築されてきた。



平成 27 年度に比べて、自主管理団体数は 49.0%、管理箇所数は 57.0% 増加しており、地域住民による公園の自主管理活動を通して地域コミュニティの向上を図るとともに、公園における利用環境の維持向上を図ることができている。

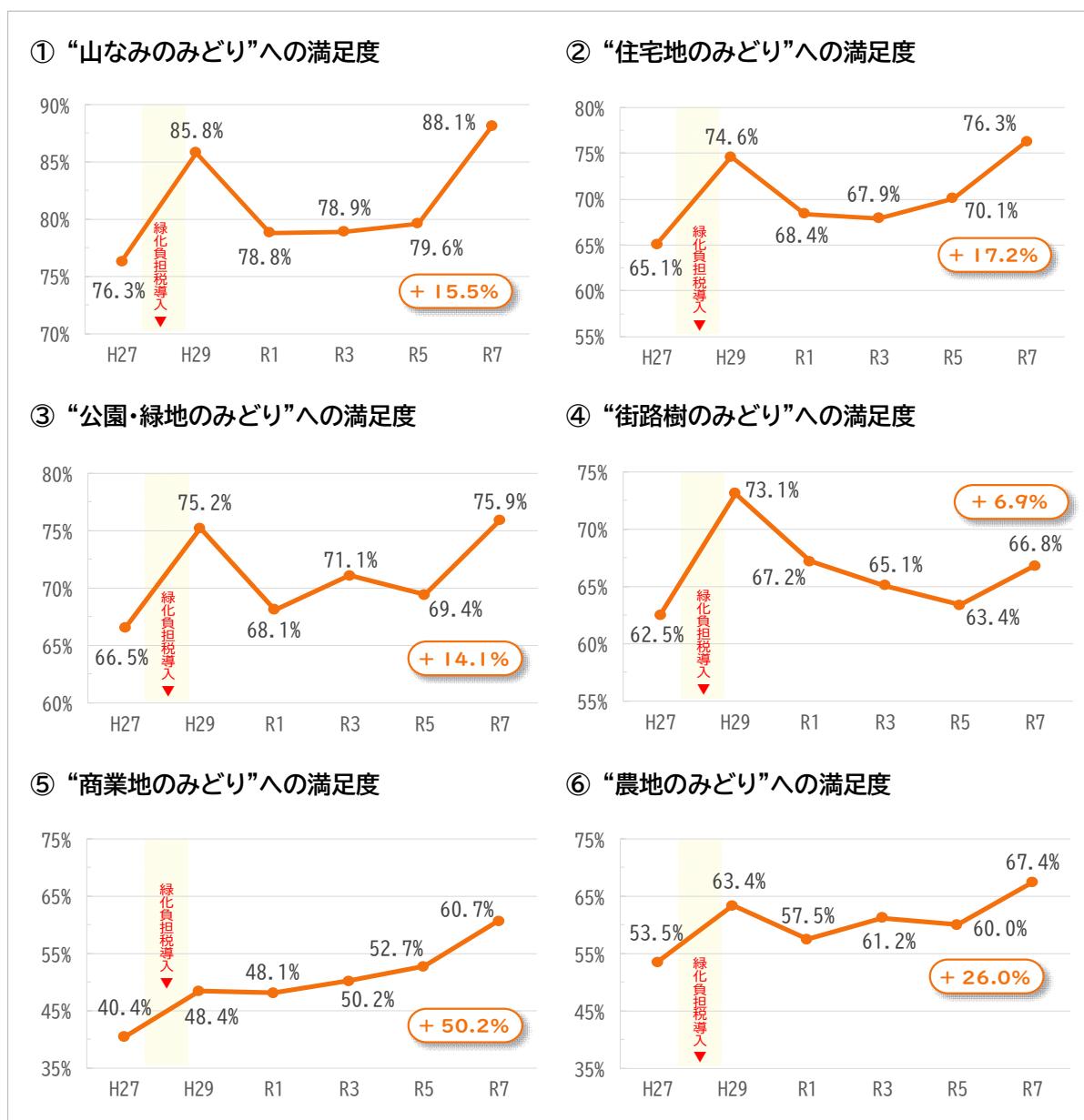
【表15 自主管理団体数の推移】



2.5.7 市民満足度の推移

本市では、地域経営の方向性、課題などを見極める参考データとするため、2年に1回、無作為抽出した市内在住の16歳以上の2,000人に対し、「市民満足度アンケート調査」を実施しており、そのアンケート調査において、“みどりに対する市民の満足度”を調査した結果は次のとおりである。緑化負担税の導入以降、すべての項目について、平成27年度に比べて大きく増加しており、本市の魅力を向上させるために実施してきた各施策が、良い結果につながっていることを示している。

【表16 市民満足度の推移】



3 緑化負担税の今後 10 年間のありかた

3.1 緑化負担税収入の見込み

現在、本市では、開発行為等が再び増加傾向にあり、箕面船場地域での建物の老朽化に伴う建替えや川合・山之口地区の土地区画整理によるまちづくりの進展、大阪大学箕面キャンパス跡地での新たな土地活用に向けた整備などを鑑みた場合、緑化負担税は、みどり豊かな本市の魅力をさらに高めるために必要な財源として、安定した収入が見込まれる。

その収入見込額は、令和 12 年頃まで当初の想定である 3 千万円を上回ることが予想され、10 年間で 4 億円を見込む。

【表 17 緑化負担税収入の見込み】

(単位:千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計
緑化負担税収入	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	400,000

3.2 各種施策の需要見込み

今後 10 年間で、「森林整備」「市街地緑化」「農地保全」に関する各種施策の実施に要する事業費は約 29 億円で、4 億円程度の財源の不足が見込まれる。

3.2.1 森林整備に関する施策

1 緑地維持管理事業

次世代に引き継ぐため、本市の最大の魅力である北摂山系のみどり豊かな山々を守り、育てることは、箕面で暮らす市民にとって、日々の暮らしに潤いを与えてくれる癒やしの風景になるとともに、貴重な観光資源として、重要な役割を果たすものであることから、引き続き、みどり豊かな山なみ景観を守るため、実施していくべきものと考えられる。

今後 10 年間に必要となる事業費を 6 千万円程度と見込んでおり、その 50% の 3 千万円程度の財源の確保を要する。

3.2.2 市街地緑化に関する施策

1 市民緑花推進事業

山とみどりのフェスティバルの開催など、市民主体の緑化の取り組みへの支援は、良好な自然環境の保全だけでなく、その活動を通して、さまざまな人との交流を生み、地域の輪の広がりに寄与するものである。また、樹木の保存に対する支援を行うことは、箕面のシンボルである北摂山系のみどり豊かな山なみ景観と一体感を持つ市街地のみどりを将来にわたって維持し、保全していくことに資するものであることから、引き続き、良好な自然環境及び住環境を守るため、実施していくべきものと考えられる。

今後 10 年間に必要となる事業費を 2 千万円程度と見込んでおり、その 90% の 1 千 8 百万円程度の財源の確保を要する。

2 公園維持管理事業

開発行為等によって生じる生活環境への影響を緩和し、周辺の良好な住環境を保全・形成するため、本市では、開発行為等の規模が一定以上の場合、箕面市まちづくり推進条例（平成 9 年条例第 22 号）に基づき、開発区域内に公園などを設置することが義務付けられており、これまでの 10 年間は、彩都や箕面森町といった地域における開発行為等の増加により、公園や緑地の数が大きく増加し、市全体として、市街地における緑地面積の増加につながっている。

また、公園などの公共的な空間を確保することは、地域住民の交流を促進し、コミュニティの形成を支援するとともに、公園を拠点とした地域活動やイベントにより、地域経済の活性化も期待できるものであることから、引き続き、公園などを設置するだけでなく、その公園を継続して市民に安全、快適にご利用いただ

けるよう、市内各公園の清掃及び除草、樹木の剪定、公園遊具施設の点検や修繕など、適切に維持管理していくべきものと考えられる。

今後 10 年間に必要となる事業費を 16 億円程度と見込んでおり、その 10% の 1 億 6 千万円程度の財源の確保を要する。なお、本事業費は、近年、人件費の高騰などを理由に増加を続けており、今後、その運用については検討を要するものと考える。

3 公園花壇管理事業

障害者の雇用促進を図りながら、市内の公園及び公共施設の花壇などの花を委託により適切に維持管理し、潤いと安らぎのある「花とみどりのあふれるまちづくり」を進めることは、市独自の制度である障害者の社会的雇用制度として重要な意義を持つものと考えられるとともに、市民に継続して公園を快適にご利用いただくためにも実施していくべきものと考えられる。

今後 10 年間に必要となる事業費を 1 億円程度と見込み、緑化負担税の活用については、税収の変動や将来的な見通しを見極める必要がある。

4 公園リニューアル事業

公園を、幼児から高齢者まで幅広い世代が楽しみ、快適にご利用いただけるよう、引き続き、箕面市公園施設長寿命化計画に基づく整備が進められる予定で、公園のリニューアル工事が 36 公園、トイレのリニューアル工事が 13 公園予定されている。



今後 10 年間に必要となる事業費を 10 億円程度と見込んでおり、その 15% の 1 億 5 千万円程度の財源の確保を要する。

3.2.3 農地保全に関する施策

1 農業公社支援事業

農地の担い手不足がより深刻になる状況においては、新たな担い手を育成、輩出し、遊休農地化を防ぐなど、農業公社の果たすべき役割はより一層大きくなることが想定され、農業公社への支援により、遊休農地の解消、農業人材の育成などに取り組むことは、引き続き、市の重要な

施策として、実施されるべきものと考えられる。

今後 10 年間に必要となる事業費を 1 億 2 千万円程度と見込んでおり、その 33% の 4 千万円程度の財源の確保を要する。

3.3 基金の充当

法定外目的税の使途の透明性を確保するため、引き続き、緑化負担税収入を基金へ積み立てた上で各種施策の財源として充当することは、効果的な手法であると言える。

基金の充当に当たっては、これまでと同様に、税収の変動や将来的な見通しを見極めながら、適切に運用されていくべきものと考えるが、現行の課税方式で試算する緑化負担税収入の見込みや各種施策の需要の見込み等を基に、今後 10 年間の施策ごとの事業費見込に対する基金の充当割合を次のとおり想定する。

【表 18 施策ごとの事業費見込に対する基金の充当割合】

(単位:百万円)

施策		事業費見込 A	財源不足額	基金充当額 B	充当割合 B/A*100
①	森林整備に関する施策	60	30	30	50%
②	市街地緑化に関する施策	2,700	330	330	12%
③	農地保全に関する施策	120	40	40	33%
合計		2,880	400	400	

3.4 緑化負担税継続の必要性

各種施策の継続実施には、財源の不足を賄うため、市が自主的に調達できる収入である自主財源を見込む必要がある。

これまで、緑化負担税は、市が独自に課する法定外目的税として、安定した自主財源を確保し、市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させるための施策の推進を財政面から支えてきており、税収の使途や効果からも適切な運用がなされてきたものと考えられる。

また、今後の緑化負担税収入及び各種施策の需要見込みを踏まえれば、人口減少などにより、市税の減収が予想される中において、本市の魅力である自然環境や住環境を守り、向上させるための施策を推進し、将来にわたり持続可能な社会形成の促進を図っていくためには、安定した財源の確保と支出の平準化により、計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要がある。

これらのことと踏まえると、緑化負担税には、引き続き、安定した財源を確保する役割を着実に果たしていくことが期待され、その継続が強く求められるところである。

4 検討結果

先述のとおり、緑化負担税は、この先 10 年の間も、安定した税収が見込まれ、今後の施策の需要見込みなどを踏まえると、引き続き、市の施策を財政面から安定的に支えていく役割が求められている。

また、本条例施行後、十分な緑量が確保された良好な住環境の整備などが進んできたものの、開発行為等は想定を上回り、市内全域において増加傾向にもあることから、開発行為等が本市の貴重な財産である“みどり”に影響を及ぼす可能性を考慮に入れておくべきである。

緑化負担税は、本市がこれまで育んできた良好な環境を活かして事業を行う事業者に対し、緑の保全に必要となる負担を課すものであり、それにより安定的な財源を確保することで、本市の魅力である自然環境や良好な住環境を守り、向上させていくため、継続的な取り組みができる仕組みと言えることから、導入後 10 年の現時点において、本条例を廃止する必要はない。

加えて、税率などの課税方式については、今後の税収見込みと各種施策の需要見込みは適切に勘案されており、安定した財政運営を見込んでいることからも、現行のまま維持することが適正な水準であると判断できるため、所要の措置を講じる必要はないものと結論づける。

